

エネルギー自立地域創出事業計画作成要領

第1 通則

この要領では、エネルギー自立地域づくり計画募集要領に基づく県の認定を受けた市町村が、エネルギー自立地域創出支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第8条第1項に基づきエネルギー自立地域創出事業計画（以下「事業計画」という。）を作成するに当たり必要な細目等を定める。

第2 事業計画の作成（変更）等

（1）計画期間

事業計画の期間は、エネルギー自立地域づくり計画に係る目標を達成するために必要な事業を実施するため、概ね5年程度とする。

（2）事業計画の作成

事業計画の作成に当たっては、別添様式によることとする。

（3）事業計画の提出

事業計画は、交付要綱第8条第1項の規定に基づき、管轄する地域振興局長を経由して、知事あて提出するものとする。

（4）事業計画の変更

事業計画のうち、次に掲げる事項について変更を行う場合は、変更後の事業計画を（3）に準じて県に提出するものとする。

ア 計画全体の交付限度額又は各年度の単年度交付額の増減を伴う補助対象事業ごとの補助金の額の変更又は事業内容の変更

イ 事業計画提出後に生じたやむを得ない事情による補助対象事業の追加・変更・廃止

第3 事業計画の評価

事業計画の目標の達成状況等の評価は、交付要綱第19条の実績報告と併せて行うものとする。

附則

この作成要領は、令和6年8月28日から施行する。

【別添様式】

別添様式 エネルギー自立地域創出支援事業計画